

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税6) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>○我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>－試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)</p> <p>－総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階))</p> <p>－高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))</p> <p>－特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)の運用改善</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9</p>
4	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。
7	適用又は延長期間	<p>○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)</p> <p>○増加型の廃止に伴って、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階))</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置)</p> <p>○高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))</p>

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ</p> <p>研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p> <p>また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定]</p> <p>第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>(1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化</p> <p>研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定]</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2 成長戦略の加速等</p> <p>(1)生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>③ 研究開発投資の促進</p> <p>～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。</p>
---	------	--------------	--

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策評価体系 平成 29 年度概算要求における政策体系図 【基本計画（24 年 6 月策定、28 年 3 月改正）】 V. 情報通信（ICT 政策） 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年～32 年度）[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第 7 章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5) 未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～（中略）～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上とすることを目標とするとともに、（以下略）</p> <p>○成長戦略（日本再興戦略改訂 2016）[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2) 新たに講ずべき具体的施策 i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上とすることを目標とするとともに、（以下略）。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略 2016 [平成 28 年 5 月 24 日閣議決定] 第 4 章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1) オープンイノベーションを創出する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2016（骨太の方針）[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定] 第 2 章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1) 生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～（略）～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020 年（平成 32 年）までに官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4% 以上とすることを目標とするとともに、（以下略）</p>
--	----------------------------	---

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成28年度経済産業省アンケート調査では約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>
--	--------------------------	---

9	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金1億円以下))</p> <p>①適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成24年度 3,297 法人(842 法人) 平成25年度 3,733 法人(886 法人) 平成26年度 3,707 法人(853 法人) 平成27年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成28年度 4,144 法人(954 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成24年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成25年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成26年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成27年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成28年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成24年度 131 法人(81 法人) 平成25年度 125 法人(76 法人) 平成26年度 130 法人(80 法人) 平成27年度 131 法人(81 法人)(見込み) 平成28年度 131 法人(81 法人)(見込み)</p> <p>②減収額実績</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成24年度 3,017 億円(42 億円) 平成25年度 4,796 億円(49 億円) 平成26年度 5,281 億円(51 億円) 平成27年度 5,702 億円(56 億円)(見込み) 平成28年度 5,702 億円(56 億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成24年度 212 億円(209 億円) 平成25年度 241 億円(240 億円) 平成26年度 274 億円(273 億円) 平成27年度 287 億円(286 億円)(見込み) 平成28年度 287 億円(286 億円)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成24年度 93 億円(0.5 億円) 平成25年度 110 億円(1.4 億円) 平成26年度 55 億円(1.0 億円) 平成27年度 91 億円(1.7 億円)(見込み) 平成28年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)</p> <p>※平成24～26年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成27、28年度は、「平成28年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成28年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。 なお、平成28年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数</p>
---	------	--------	---

値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 27 年度と同数とした。

○将来推計

	適用企業数	適用金額
平成 29 年度		
・総額型	4,144／事業年度	678,369 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	33,158 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 30 年度		
・総額型	4,144／事業年度	710,931 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	34,750 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 31 年度		
・総額型	4,144／事業年度	745,056 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	36,418 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円

※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用件数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187

サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が11.3%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成26年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成26年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701
金属製品	1,291	1,291
その他製造業	6,205	6,205
サービス業	1,238	1,238
卸売業	2,965	2,964
建設業	393	393
その他	2,723	2,608

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	5,531	104
製造業	5,102	77
化学工業	3,375	3
機械製造業	4	3
電気機械	105	5
食料品	1	1
輸送用機械	459	0
金属製品	2	1
その他製造業	1,156	64
サービス業	417	16
卸売業	10	9
建設業	0	0
その他	2	2

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 27 年度調査結果(平成 26 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6 兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、平成26年の適用は9人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成24年及び平成25年の値は得られないものの、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

	② 減収額	<p>○減収額実績</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)</p> <p>平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)</p> <p>平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 24 年度 212 億円(209 億円)</p> <p>平成 25 年度 241 億円(240 億円)</p> <p>平成 26 年度 274 億円(273 億円)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)</p> <p>平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)</p> <p>平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">適用企業数</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">6,784 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">332 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">7,109 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">348 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 31 年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: center;">4,144/事業年度</td> <td style="text-align: center;">7,451 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">6,056/事業年度</td> <td style="text-align: center;">364 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td style="text-align: center;">260/事業年度</td> <td style="text-align: center;">99 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用企業数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p>		適用企業数	適用金額	平成 29 年度			総額型	4,144/事業年度	6,784 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	332 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円	平成 30 年度			総額型	4,144/事業年度	7,109 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	348 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円	平成 31 年度			総額型	4,144/事業年度	7,451 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	364 億円	高水準型	260/事業年度	99 億円
	適用企業数	適用金額																																							
平成 29 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	6,784 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	332 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							
平成 30 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	7,109 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	348 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							
平成 31 年度																																									
総額型	4,144/事業年度	7,451 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	364 億円																																							
高水準型	260/事業年度	99 億円																																							

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況

低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014年はピーク時である2008年を上回る研究開発費の対GDP比率となっている。

しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間研究開発投資を対GDP比の3%以上」という目標を達成できていない。

対GDP研究開発投資比率の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%

(出典:科学技術研究調査(総務省))

そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比4%以上」及び「民間研究開発投資費の対GDP比3%以上」を達成することができるものと考えられる。

○租税特別措置等による直接的な効果

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果:6,845億円、②雇用創出効果:約83万人、③税収効果:約1,298億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)

《税収減を是認するような効果の有無》

第5期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍に押し上げる効果がある。平成28年度経済産業省アンケート調査でも、約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成26年度における民間研究開発投資押し上げ額は12,306億円(528,147百万円 × 2.33倍 = 1,230,583百万円)。

また、平成26年度の民間研究開発投資額135,864億円(実績)に対しては、約9.1%の押し上げ効果があり、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階

		<p>(中小企業等について12%、25%の2段階))</p> <p>現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)</p> <p>試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資する研究開発への積極的な投資が期待できる。</p> <p>○高水準型の適用期限の延長(3年間)</p> <p>現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型の運用改善</p> <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組みは国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>○経済波及効果等</p> <p>今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。</p> <p>(総額型、オープンイノベーション型、高水準型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度減収見込額6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円 <p>(中小企業技術基盤強化税制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度減収見込額315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減収(315億円分)が、平成29年度から平成39年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約3.8万人、③税収効果:58.7億円 <p>さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組</p>
--	--	--

			<p>む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。</p> <p>③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。また研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。</p> <p>特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

		主要国の研究開発税制の動向			
		 	総額型：恒久 上乗せ型：時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる（最大30%）制度に改組（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O1型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)
		 	恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 39.00%※
		 	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%：12fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%
		 	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%
		 	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策（オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>			
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>			
11	有識者の見解	—			
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月【H26 総務 06】			

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 26 年度実績）

- ・ 総額型：
 - 適用件数：3,707（うち中小企業：843）
 - 適用総額：528,147 百万円（うち中小企業：5,138 百万円）
- ・ 中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,380（うち中小企業：5,368）
 - 適用総額：27,387 百万円（うち中小企業：27,264 百万円）
- ・ 高水準：
 - 適用件数：130（うち中小企業：80）
 - 適用総額：5,531 百万円（うち中小企業：104 百万円）

〔総額型〕

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
（カバー率：239,126/528,147=45.3%）
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
（258,169 百万円÷45.3%=570,208 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 27 年度推計件数：398÷9.6%=4,144 件）

〔中小企業技術基盤強化税制〕

○平成 28 年度中小企業アンケート調査（平成 26 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 27 年度適用件数
大企業：6,040 × (16+12 / 5,181+5,368) = 16 件
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

- ・平成 27 年度適用金額
大企業：28,580 × (151+123 / 23,972+27,264) = 153 百万円
※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

- 平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）
 - ・平成 26 年度集計結果
適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）
適用総額：2,303 百万円（カバー率：41.6%）

 - ・平成 27 年度集計結果 適用件数：9
適用総額：3,803 百万円

 - ・平成 27 年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130
推計総額：3,803 百万円 ÷ 41.6% = 9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528, 147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239, 126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率：239, 126/528, 147=45.3%)
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258, 169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
(258, 169 百万円÷45.3%=570, 208 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ 643, 069 百万円の見込み額とした。また、②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴い新たに活用を受ける見込み額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4, 230 百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72, 861 百万円の改正減収見込み額とし、試験研究の定義見直しに伴う増減額としては、▲4, 230 百万円の改正減収見込み額とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2, 918 百万円。
7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う減収見込み額は▲1, 316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（4, 144 社）とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（6, 040 社）とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の高水準の活用実績は、5,531 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の高水準型の実績は、2,303 百万円であり、カバー率は、約 41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率（41.6%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の高水準活用実績の 3,803 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。
(3,803 百万円÷41.6%=9,133 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから 781 百万円の見込み額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（260 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度のオープンイノベーション型の実績は、177 百万円であり、カバー率は、約 57.8%。
(カバー率：177/306=57.8%)
3. 当該カバー率（57.8%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度のオープンイノベーション型活用実績の 2,128 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
(2,128 百万円÷57.8%=3,681 百万円)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（508 社）とした。

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】【減収見込み額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の増加型の活用実績は、103,493 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の増加型の実績は、55,521 百万円であり、カバー率は、約 53.6%。
(カバー率 : $103,493/55,521=53.6\%$)
3. 当該カバー率 (53.6%) を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の増加型活用実績の 46,187 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度の廃止に伴う増減額の見込み額とした。
($46,187 \text{ 百万円} \div 53.6\% = 86,095 \text{ 百万円}$)